口座譲渡・売買・貸借は全て

犯罪です。

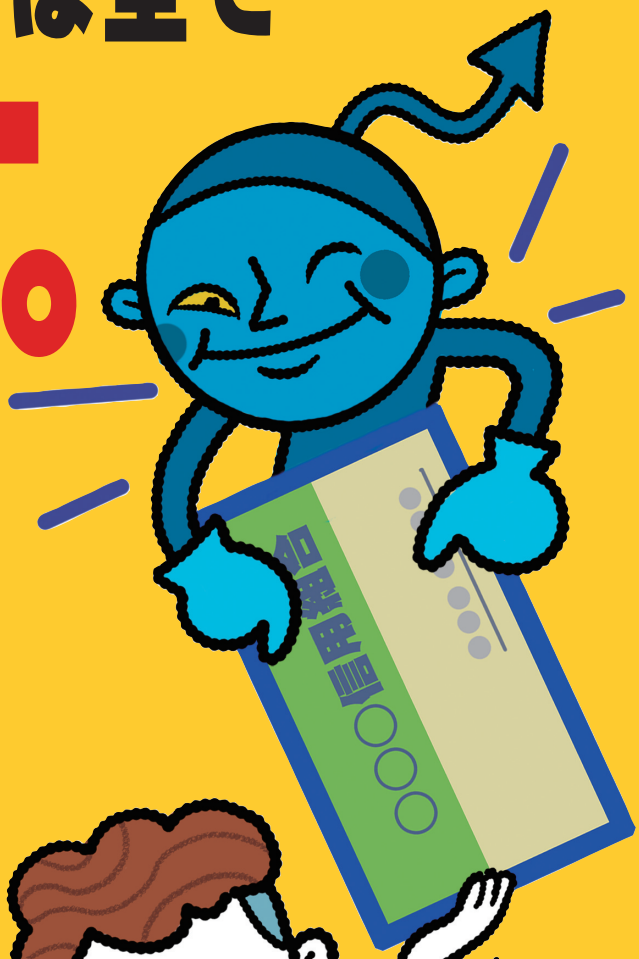

メールやSNSなどで口座の譲り渡しを勧誘！

自分名義の口座を犯罪組織に譲り渡してしまう。

通帳やキャッシュカードの譲渡のほか、インターネットバンキングの認証情報を含む口座情報の伝達は有償、無償問わず犯罪！

1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金。

さらにこんな事も・・・

- ご自身名義の他の口座も凍結される。
- 新たな口座を開設できなくなる。

口座を渡した側も罪に問われます。

不審なことがあれば速やかに信用組合窓口へ

金融庁
Financial Services Agency

警察庁
National Police Agency

Shinkumi Bank
信用組合 しんくみ
ちかくにいるから、チカラになれる。